川越市政だより
第11號
發行所
川越市役所
電話111・400番
發行人　川越市長
印刷所
川越印刷株式会社
川越市通町通り
電話1144番

年頭のことば

市議會副議長　中村覺之助

副議長として地方自治確立の上に果すべき使命は極めて大であります。

私は昭和二十七年の年頭に際し、この責任を強く自覚し、川越市議会をして眞に民主的市議會たらしめ、市民の声を正しく反映せしむべく、最善をつくしたいと思つて居ります。

教育常任委員長　石川梅

自立再建の希望に明るい新年に当り川越市も市制三十周年の悦びを迎える事は御同慶に堪えません。

三十年の歴史は決して看過なし得ないもので確固たる根底に立つ明日の躍進は信頼に價するものと思います。教育の振興なくして國は立たないと申します。市もまた同じことは申すまでもありません、幸い当市は戰後地方自治体の最大難関と云われる六三制教育施設も着々実施を見、今回は長年の懸案、第三小学校々舎も着工に至りました。

校舎の設備は教育内容の向上をも意味すると思いますがあくまで内容外観を兼ねそなえた教育が行われますよう市議会としても一段の努力を拂われますよう祈るものです。また近來とみに重要性を加えた社会教育の面に於ても三十周年を期して一段の飛躍が希望されます。公民館運動の普及図書館の設備擴充、成人講座或は学級の開設などに関し市当局の一層の努力を要望し、教育常任委員会としても市民各位の御協力の下に見解を大にしてなすことあるを期したいと思います。

社會勞働常任委員長　大河内要三

明けまして御芽出度存じます、本年は私と同じ辰年です、何事も皆立ち上る年です。

終戰以來六ケ年日本國民の自重により初めて民主的平和國家として國際間に立ち上る年です、私皆様の御支援により川越市議会の末席に列し微力ながら社会労働委員長として当選以來盡力してまいりました、文化的平和國家は民生の安定、衛生、健康保険行政の確立と存じ、川越市民諸士の御協力により非才を傾け努力いたす覚悟です

年頭に当り皆様の御健康と御多幸を切に念願申し上げます。

商工常任委員長　宮倉一太郎

一九五二年の新春を迎へ獨立國家としての第一歩である程に多事多端なるを思はせます。

市政も正に多事であるが、川越市中小商工業者は人口の三五%を占めて居り、是れが商工行政も理事者は重大関心を拂ふ可きで、中小商工業の振興は直ちに市の発展となる事は今更言を待ちません。

是れが指導育成に積極的大膽に施政致す可きで是れが爲めに予算がともなう事乍ら農民が秋の收穫を向上す可く治水等農業土木費を支出すると何等異なる事がないのである、要は業界、理事者、市議会三位一体となり是れが向上発展に盡す事こそ市政の發展であると云つても敢へて過言ではないと思ふ。

昭和二十七年の新春を迎へるに当り偶見を述べて新年の辭と致します。

農林常任委員長　小澤一作

我が日本は玆に獨立國として再出発すべく約束されているところの新年を迎えまして私共はそれ〴〵に多くの希望と理想とを心に描いた次第であると存じます。然しながら其の希望と理想とがどれだけ實現し得るかと問われました場合には何んと答えて良いか喋喋せざるを得ないと思はれますが、我が川越も衞屋都市として大いに伸び行くには必然的に多くの農地を潰さなければなりません。

故に農民としては之れが最も苦しい事なのでありますが、そこで市勢振興には大いに農政に思いを及ぼしてもらわねばならない次第であります。

土地がなければ生活し得ない農民と土地を潰さねば発展の出來ない當川越で玆に問題が存在して居る訳であります。先づ問題は、農地を農民より簡易に且つ円滑に離作して戴く事が出來得ますかであります、それには農地を失ふ農民に先づ仕事を與える事であり尚農業経營の合理化、即ち高度生産の指導或は多角形農業、又は畜産農業等々遺憾の無い指導でなければなりませんがそれだけでは、又々川越市の農政を完ふする事は至難と言えましよう。

私は從來の農村副業は副業でなく農村工業として奬励発展せしめなければならないと言う事であります。故に農村工業と雖も戸々の農家に奬めるのでなく、特定の農家により企業させることであり、然もそれに困つて生まれまする余剰農地は之れを適正農家に與へ、又土地改良の如きも都市計畫に伴い逐行して市勢振興と共に農村工業への道を開きたいと存じて居ります。

扨て農村工業としては木製工業が良いか織維工業が宜敷いか或は金属工業が良いかは十二分の研究の余地がありますが必らず成就し得る様に強力の指導と援助とが必要であります

就中自家勞力と自已所有の物資或は建物等を活用して行ける事業が最も大切な事柄であると考えます。

而してやがては一大工業地帶たらしめ、尙隣接農村にも普及以て生産都市として、或は商業都市として大川越市の建設こそ目下の急務であると存じますが此の事は農民ばかりでなく市制振興には、土地政策が先決條件でありますから宜敷く五万市民の御協力こそ望ましい次第であります。

昭和二十七年の新春を迎へるに当り新たなる希望と理想とを以て大川越実現に努力致したいと存じて居ります。

土木常任委員長　勝田作造

謹んで市民各位に新年の御挨拶を申上げます

私は土木常任委員長として、市政の中心をなす土木行政を明朗ならしめる使命を自覚するものであります。本年はこの目的のため大いに努力する積りであります。

市民各位の御援助をお願いいたします。

警察消防常任委員長　鈴木男作

昭和二十七年の新春を迎へ市民各位の安寧と幸福とを希いつゝ玆に所信の一端を述べる機会を得たことは私の最も欣びとする所であります。

顧れば自治制施行第一回の総選挙に際しまして計らずも再選の榮誉を担い、当市警察消防常任委員長の要職を勤めて居ります警察消防の設備の充實を希いつゝ愈々その責任の重大さを痛感致して居ります。

当市消防に關しましては常備消防と連合消防団の密接な連絡の基に常に大活躍を致し多大の成果を得て居りますことは市民各位のひとしく御存じの通りでありますが、設備については予算の関係上完全とは申し上げられませんが消防用貯水池五ケ所の増設昨年度決定いたしました四十三万円の國庫補助を含めて南部方面に常備消防の出張所又は連絡所の新設速消車壱台の増設を希望等設備の擴充を期する目標の下に昨秋消防施設の完璧を誇る模範都市奈良、大津方面の實狀視察を行い、之を参考として最新式消防施設の完備を図るべく邁進致す覺悟で居りまして、何卒市民の皆様に於ても之れが実現の爲めに絶大なる御協力の程を念願して年頭の挨拶と致します。

市勢振興對策特別委員長　西川卯八

昨年市議會改選の際は御支援を辱ふし、再選の榮によくし公私共に何かと御指導を賜り御蔭を以ちまして皆様と共に希望に輝く日本最良の新春を迎へ得ましたことを衷心より感謝いたします。今年は待望の講和目出たく成立し、いよ〳〵新日本再建の首途であり、市民としては川越市制施行三十年の記念すべき年であります。この意義深き年に当り「今年こそ」の輝く希望努力によつて川越市勢振興の實現を期したいと存じます。旧年に倍して御協力御支援下さるよう心からお願い申上ます皆様の御健康と御多幸をお祈りして御挨拶といたします。

公職追放に新しい訴願制度

昭和二十六年夏公職追放令が改正せられ、該当者の大多数が解除せられましたことは御承知の通りです。

現在殘つている人数は約一万八千人ですが、これ等は戰争犯罪人、正規陸海軍將校、外地開發機関、大政翼賛會極端な國家主義團体等のそれ〴〵一部で、どれも難しいケースばかりです。

しかし平和條約の発効も近い今日これ等被追放者に最後的救済の機會を與えることが必要なので今度の國會に「公職に関する就職禁止、退職等に關する勅令の規定による覺書該当者の指定の解除に関する法律」という長い名前の法律案が提出され、成立し、十一月二十九日から施行されることになりました。

即ちこの法律によりますと公職追放の規定による覺書該当者としての指定を受けた者および團体等規正令によつて覺書該当者に準じて取り扱われている者がその追放指定が著しく不公正であると認めるときは解除の申請をすることができます。

被追放者が死亡している場合は遺族その他の縁故者から解除の申請をすることが出來ます

「追放指定が著しく不公正」であるかどうかは、解除申請者の認定の問題ですから、被追放者自身がそう考えた場合は誰でも解除の申請ができるわけですが一応は全部の人々が提出することがよろしいと存じます。

内閣總理大臣は申請があつたときは公職資格訴願審査會に諮問します。公職資格訴願審査會は色々資料を集めて内閣總理大臣に答申しますが、特にこの場合「審査会は解除を不相当とする場合は予め申請者又はその指定する代理人に、審査会に出頭して意見を述べる機會を與えねばならない」ということになつています。

總理大臣はこの審査會の答申を参考として指定の解除或は不解除を決定します。

申請書又は證據書類として重要な事項につき虚偽または事實をかくした記載をなした場合は五万円以下の罰金に処せられるとともに、これによつて追放を解除されたものは再審査によつて解除を取り消されるのは當然です。

申請書の宛名は内閣総理大臣ですが、縣の調査課又は市役所でも受付ます。申請書は縣の調査課經由の場合は二通、市を經由する場合は三通出して下さい。

提出の期限は切つてありませんが縣の意嚮としては一月末日までに提出されるよう希望して居ります。

様式は次の通りですが申請書に添附すべき書類は戰争犯罪人、正規陸海軍將校、憲兵、極端な國家主義団体等の関係者、大政翼賛會関係者、外地開発機関関係者、占領地行政長官G項該当者等によつて異りますのでこれ等については市役所總務課に御問合せ下さい。

解除申請書

昭和　年　月　日

本籍地
現住所
氏　　名㊞
生　年　月　日

内閣総理大臣吉田茂殿

私は昭和二十六年法律第二六八号の規則により覺書該当者としての指定の解除を申請します。

一、覺書該当者として
　の指定理由
一、指定年月日
一、解除申請の理由

（別紙に細かく記載のこと）

申請書に添付すべき書類

1. 陸海軍將校又は憲兵等の理由で指定されている者の場合は
　イ軍歴書
　ロ軍務以外に他の經歴がある場合は更に2に準ずる

2. その他の理由で指定されている者の場合は
　イ履歴書
　ロ該当事項に関連する事柄に關係があつた場合はそれについての辯明書、証言、物的證拠等

川越市屠場使用料條例の一部改正

川越市屠場使用料條例の一部が改正され、次になりました。

成牛	一頭ニ付	金四百円
馬	同	金三百六十円
豚	同	金二百円
犢	同	金二百円
山羊	同	金五十円

川越市手數料條例中一部改正

道路運送車輛法の制定に伴つて手数料條例の一部が改正され、次の通り手數料の料金が決められました。

道路運送車輛法第三十四條第二項ニヨル臨時運行許可申請手数料
一件ニ付　五拾円

原動機付自轉車檢査手数料
一件ニ付　百円

原動機付自轉車檢査証再交付手数料
一件ニ付　五拾円

原動機付自轉車檢査証書換手數料
一件ニ付　參拾円

原動機付自轉車継続使用ニ対スル檢査証再交付手數料
一件ニ付　五拾円

尚第二回、第三回総合収益金は國庫納付金が未決定で確實な數字は求められないが、大体左の通りである。

一金五、三二、〇五七円

三、監査結果に対する意見

1. 本事業の施行を地方公共団体に許可する所以は、地方財政の窮乏をうるおす目的をもつて、その益金を地方公共團体の収入財源としてのものであり、本市としても此の益金は財政上重要なものである關係上、施行に当つては施行の時期などにより多少予算議決当時とは異る場合もあると考えられるから、施行責任者は各方面と連絡を密にし計畫と方針を樹立して、本事業を地方公共団体に許可せられたる基本理念を精神として施行し、又予算の執行にも尚一段と留意せられたい。

2. 物品の購入、印刷物の発注、宣傳費特に廣告などの依頼、その他すべての契約に当つては、関係者と合議の上、上司の決裁を経て執行すべきであるが、全般ではないが係員專決のものが見うけられた例え急ぎの場合と雖も爾今充分注意されたい。この事については前回に前もつて注意した事であるから特に留意を要するものである、

3. 前項の執行に当つて検収責任者が不明であつた。購入物品の入手數量のみならず支拂金額においても確実性を欠くと疑われるおそれもあり又監査にあつては事後監査で尚且つ書面監査である關係上その事實は検收者の責任と人格にまつものである、故に今後は証據書類に検收者は必ず捺印して責任を明かにされたい。

4. 旅費、日当及び宿泊料は費用辨償であるから、その外に食糧費の支出は妥当でない、今後は注意されたい。

5. 尚現地宿泊の人員は稍過剰と思われる節があつた、今回は不馴れのためと推察するが今後は事務處理上欠く事の出來ない最少の人員のみに止め、費用辨償額の支出減少を計られたい

競輪場借上料は賃上額の上昇につれて増額される仕組に規定されているが開催者側から見て不合理である。所有者に對して強力なる接渉を試み費用の減少を畫する必要があるように思われる。

6. 開催費中事務費、需用費、交際費は事業の性質に鑑み、やむを得なかつたとしても、今後一層検討されて出費の節減をなさるべきである。

7. 廣告宣傳費は、今回はある程度効果的に活用できた様であるが之れ又費用節減に力をつくし、より以上の効果を望む。前回監査の際に述べた費用の最大限の活用とは費用の増額を意味したものではない、最少限の費用を以つて最大の効果を発揮せしめるよう創意工夫を求めたものである。

右報告いたします。

別表一、競輪場費内訳

二十五年度予算	二十六年度予算	摘要
二十六年第一回	全第二回	全第三回
八七九、三五六円	一、五三、八二円	一、四九七、一三三円
（賞上四三、九六七、八〇〇円の二分）	（全六二、二三、五〇〇円の二分五厘）	（全五、四六、二〇〇円の二分五厘）
		第三回にあつては道路修理費その他一一、〇〇〇円を含む

別表二、賞典費内訳

第一回（四日制）四十レース	第二回（六日制）六十六～七十二レース	第三回（六日制）六十六～七十二レース	摘要
一、六八九、六〇〇円	三、六〇三、六〇〇円	三、四七四、一〇〇円	

昭和二十六年度共同募金戸別募金實績

市民各位の御協力で共同募金戸別募金は総額五十七万二千四百八十六円に達し、目標を二千餘円突破するの好成績を收めることができました。

こゝに厚く御禮を申し上げます。

市民の聲

サイレン吹鳴について

川越市消防本部

去年生殘つた蠅はこの寒さのため日中暖かな時は飛び廻りますが朝夕或は寒い日等は日当りのよい場所の天井に止つてじつとしています。そこで寒いうちに箒で拂い落し、飛べない蠅を集めて燒き捨てます。各戸洩れなく実行していたゞいたら、今年の夏はずつと蠅が少いことでせう。

（宮元町市民）

私宅で實行している蠅駆除方法をお知らせいたします。

来る二月一日より市内一の皆様に火災時の他新に火災警報と正午の時報をお知らせする爲左記に依り「サイレン」を吹鳴します。

尚火災警報解除信號の「サイレン」はまぎらはしいので吹鳴しません。

なお火災警報は風がつよい日、濕度が低い等火災發生の危險があるときに發せられます。

記

火災警報信号　約三十秒　吹鳴一回

正午時報信号　約十五秒　毎日吹鳴一回

（火災信號は從前通り）

編輯室から

一月は臨時號を出しました関係で、刊行が數日遅れましたことをお詫びします。

それから別項「年頭のことば」中、総務財政常任委員長高橋俊太郎議員の原稿は都合により間に合いませんでしたので、この点も併せてお斷りいたします。

さき程行われました市營競輪は極めて好調で売上げは相当額に上りましたが、諸経費が嵩み、純益は前回の割合程あげることが出來ませんでした。これに関する監査報告を掲載することもまた市民に対する義務と存じ附録として掲載いたしました。

最後に「お米やさんの登録について」は皆さんの台所に密接につながる問題ですから、洩れなく御読み下さつて間違いないよう手続をお願いいたします。

消防の施設充實のため百万円の起債を仰ぐため市長專決で手続をとりましたが、その承認を求めるための議案です。

川越市一般職の職員の給与に關する條例及び川越市警察職員諸給与條例の一部を改正する條例

給与ベース改訂に伴い昇給期間との調節をはかるための條例です。

川越市商品用自轉車鑑札條例

自轉車營業者がその商品である自転車を使用しようとするときは、所定の鑑札をハンドルにつけなければなりません。鑑札は申請によつて市役所で交付します。

鑑札は讓渡したり貸借したりしてはなりませんし、また亡失したときは直に市長に屆出なければなりません。營業所を變更したときは鑑札の書換を申請しなければならず、營業者が廃業等で鑑札の必要がなくなつたときは速に鑑札を返納していただきます。

鑑札の交付については市の手數料條例によつて二百円の手數料を徴收します。

お米やさんの登録について

昨年四月、お米やさんが民營になつてから、やがて一年になりますその間、皆さんのお米やさんとして、本当に親切だつたお店は何處々々だつたでしようか皆さんが自分で選んで決めたお米やさんから不自由な思いをなさつたことはありませんか……さて……今年もまた來る二月十八日より二十日迄の間にお米やさんの登録替が行われることになりました。

今回の登録は一部登録でありますので、お米やさんを取り替えたいおもう人だけが登録替をするのであります。

從つて今までのお米やさんから引続き配給を受けようとする方は登録替の必要はありません、但し現在營業してゐる次のお米やさんは四月一日より廃業することになつてゐますから、こゝよりお米の配給を受けてゐる方々は是非共此の際登録替をしなければなりません。

四月一日以降廃業する米屋さん

城東米　連雀町營業所

城西米穀企業組合　境町營業所

城南米穀企業組合　西町營業所

城南米穀企業組合　菅原町營業所

城南米穀企業組合　六軒町營業所

城北米穀企業組合　喜多町營業所

城北米穀企業組合　相生町營業所

城北米穀企業組合　松江町營業所

多賀町　近豊　小鹿野三之助

登録替の用紙は二月半ば項までに受持の連絡員が皆様の家庭へ配付いたしますから、お間違いのないようにお願いいたします。

今回市役所で申請書を受付けたお米やさんは次の通り新旧合せて四十七店ですから、どうぞ迷わず一番よいお米やさんをお選び下さい。

小賣販賣業者甲登録申請者名簿（受付順）

屋号	氏名	備考
大島屋	久保田利太郎	旧業者
美濃屋	水野藏之助	旧業者
港屋	鎌田克自	
大沢屋	大谷新三郎	
菅原町三九	吉川行一	旧業者
志多町六七三	小池千江子	
新田町一四四八	金子金作	旧業者
久保町六〇二	荒畑暐江	
宮下町六七一	森田屋	
連雀町四一八	足立屋	
松江町五〇三	遠藤明治	
六軒町二〇	林屋	
連雀町四四一	安田屋	
六軒町一〇一	小林竹治	
脇田町七七	安田浦之助	
相生町一六五一	板屋彌	
江戸町九九七	猪鼻一郎	
野田町八二	河智屋	
志義町一六一一	豬知正治	
新田町一四一八	足立屋	
久保町五六四	永島茂助	
中原町二三八	川越城東米穀企業組合江戸町營業所	
石原町一三	川越城東米穀企業組合野田町營業所	〃
相生町一六八九	川越城西米穀企業組合志義町營業所	〃
宮下町五三〇	川越城西米穀企業組合新田町營業所	〃
喜志町六六四	川越中部米穀企業組合久保町營業所	〃
連雀町三六二	川越城西米穀企業組合中原町營業所	〃
本町一〇	川越中部米穀企業組合石原町營業所	〃
松江町五一九	川越中部米穀企業組合	〃
高沢町七九一	原田政吉	〃
多賀町九四五	福田屋ネ	
野田町二九五	柴田屋ツ	旧業者
新田町一三二一	神明町一九九	
志多町六七〇	富士見屋	旧業者
喜多町七三六	相生町一六八九	
通町一三〇五	岡野屋	旧業者
江戸町一〇〇二	宮下町五三〇	
宮元町二八	喜志町六六四	
菅原町五二	連雀町三六二	
六軒町七七	本町一〇	
境町一八二四	松江町五一九	
松江町五三四	高沢町七九一	
連雀町三九七	多賀町九四五	
西町一三七一	野田町二九五	
通町一三一一	新田町一三二一	
通町一二八四	志多町六七〇	
	喜多町七三六	
	通町一三〇五	
	江戸町一〇〇二	
	宮元町二八	
	菅原町五二	
	六軒町七七	
	境町一八二四	
	松江町五三四	
	連雀町三九七	
	通町一二八四	
桝屋	小林壱太郎	旧業者
越与	水村政次	旧業者
水村商店	今村丑松	旧業者
母島屋	柴田善兵衛	〃
板屋	水口忠右ヱ門	〃
柏屋	清水久治	
平屋	山崎さだ	
小島屋	田中稔夫	
山崎屋	矢島光太郎	
谷福屋	岩沢茂平	
大黒屋	小鹿野やす	
近豊	比留間友平	
玉屋	菅野博造	
菅野屋	榊鐵	
坂井屋		

川越市政だより
第11號
（附錄）
發行所
川越市役所
電話111・400番
發行人　川越市長
印刷所
川越印刷株式會社
川越市通町通り
電話1144番

川越市營村山競輪事業費監査報告書

川越市監査委員　飯野昌八
同　竹内榮吉

特別会計川越市營競輪事業費監査

一、監査日時　昭和二十七年一月九日、十日、十四日三日間

二、監査範囲　昭和二十六年度第二回（十一月開催）第三回（十二月開催）の競輪事業及びその予算執行狀況

本市催村山競輪は、本市としても税外の特殊財源で、ことにその收益は、最も難澁を極めているところの六三制學校施設に当てる予定を以つて、執務委員長岸助役をはじめ全執務員が前回より以上の好績を收むべく努力されておつた事は川越市民一般の認めるところである。

さて監査の結果は結論としては、凡て適法に処理され予算の範囲内に於て行われ、收益金額においては前回に比し予想された金額より稍下廻り、監査するに当り細心の注意をはらつてその適否を嚴重に検討した結果、賞典費競輪場費、開催費等に相当ついやされた事は事業の性質上、やむを得ないようであつた。もつとも前回監査の際冗費の節約は促しておいたので或る程度の節約はなされたようであつたが、監査してみると未だ、なお一層の節約を要すべき部面も見いだされたので今後の爲、その意見は後段に別記して参考とする。

特に經理については、計數及び支出の内容。支途の性質について細密なる検討を加え、冗費と思われるものゝ支拂中止を命じ妥当なるものとなさしめた。

競輪場費が嵩んだのはその規定によつて競輪場借上料が、売上金五千万円未満のときは二分、それ以上の場合は二分五厘きめられているので、今回は二回とも五千万円を超過したので、その金額が累進した爲であつた。

（別表一参照）

開催費中事務費、需用費、交際費の支出は左記事由により必要やむを得なかつたようであつた。

1. 賞典費は前回に比し開催日数及びレースの回数を増した事選手の賞金額がベースアップされたためであつた。

（別表二参照）

2. 交際費は隔月開催一の關東ブロック内の諸會議及び縣内連絡諸會議、市長賞々品代等であつた。

3. 食糧費は受電所火災、勝者決定不服フアン沈靜等に協力された者及びその他対策樹立上各方面との懇談、警備員食料代等が主なるものであつた。次に予算執行狀況を掲記すれば左の通り。

これは監査報告第六十八号に發表した予算に第一回追加更正をなしたものである

特別会計川越市營競輪事業費歳入歳出現計調（一月九日調）

歳入

科目 款	科目 項	予算額	收入済額	收入未済額
入場料收入	入場料收入	一〇〇、〇〇〇円	四一、三一〇円	
		一〇〇、〇〇〇	四一、三一〇	
勝者投票券発売收入	勝者投票券発売收入	一三一、五九八、〇〇〇	一三一、五九八、六〇〇	五八、六九〇円
		一三一、五九八、〇〇〇	一三一、五九八、六〇〇	五八、六九〇
	勝者投票券発売收入	一三一、五九八、〇〇〇	一三一、五九八、六〇〇	過六〇〇
勝者投票券発売副收入	勝者投票券発売副收入	三三〇、〇〇〇	一八〇、六一五	一四九、三八五
手數料	手數料	四三、五〇〇	四三、五〇〇	
		四三、五〇〇	三六、七〇〇	六、八〇〇
繰越金	繰越金	五、一八〇、〇〇〇	五、一八〇、〇〇〇	
		五、一八〇、〇〇〇	五、一八七、五九四、四二	過七、四一九、四二
雜收入	前年度繰越金	五、一八〇、〇〇〇	五、一八七、四一九、四二	過七、四一九、四二
	番組発賞收入	一〇一、〇〇〇	五八、六九〇	四二、三一〇
		一〇〇、〇〇〇	五八、六九〇	四一、三一〇
	雜收入	一、〇〇〇	〇	一、〇〇〇
合計	合計	一二七、三五二、五〇〇	一二七、一三〇、七一四、四二	三三一、七八五、五八

出

科目 款	科目 項	予算額	予備費	支出額	残額
競輪事業費	競輪事業費	一二九、一三〇、〇〇〇		一二四、一五五、三五三	五、〇四八、七四七
	競輪場費	三、〇四二、〇〇〇		一七五、〇〇九	一六二、九九一
	開催費	一一五、八三四、〇〇〇	八、九六五	三、〇五〇、九六五	〇
			三〇、七〇七	一一〇、九二九、二七九	四、八九四、七二一
公債費	利子	一五、〇〇〇		一三、四四〇	一、五六〇
諸支出金	繰出金	八、〇〇〇、〇〇〇		二、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
予備費	予備費	一三三、五〇〇		一三三、五〇〇	〇
			（二九、六七二）	（二九、六七二）	（一〇三、八二八）
合計	合計	一二七、三五二、五〇〇	（二九、六七二）	一二六、一六八、六九三	一一、一八三、八〇七